

2020年3月

1. 活動の目的

日本公衆衛生学会認定専門家（以下、認定専門家）の更新にかかるポイント取得のため、地方学会および研修会の開催を支援する。

2. 専門家研修の認定の申請について

- (1) 研修の認定に係る別紙の申請書を研修実施3か月前までに事務局へ提出する。
- (2) 申請代表者は、主催責任者とする。ただし、それに準じる者によって代えることができる。
- (3) 申請代表者は、認定専門家でなければならない。
- (4) 採択された場合は、「日本公衆衛生学会認定専門家研修認定」の地方学会または研修会であることをホームページ及び抄録集等に必ず記載し広報する。
- (5) 営利目的等のものと判断されるものは認定の対象としない。

3. 助成金申請について

- (1) 地方学会は、助成金を申請することができる。なお、申請する地方学会の内容としては、複数の演題発表を含むもの*1が対象となる。
- (2) 研修の認定と助成金に係る別紙の申請書を事務局へ提出する。
- (3) 申請代表者は、主催責任者とする。ただし、それに準じる者によって代えることができる。
- (4) 申請代表者は、認定専門家でなければならない。
- (5) 応募締切は、開催の少なくとも半年前までに申請する。
- (6) 認定および助成金の申請に対する採否は、四半期（9月～11月、12月～2月、3月～5月、6月～8月）ごとに専門職・教育生涯学習委員会が審査し決定する。
- (7) 予算年度ごとに、予算の枠内を限度として、年間数件程度、1件10万円以内の助成を、上記委員会の審議により決定する。
- (8) 採択された場合は、申請代表者は、「日本公衆衛生学会認定専門家研修認定」および「日本公衆衛生学会認定専門家研修助成金」を得ていることをホームページ及び抄録集等に記載し広報する。
- (9) 申請代表者は、開催後1か月以内に、実施状況と成果の概要等について定められた様式を用いて報告書を提出する。
- (10) 申請代表者は、開催後1か月以内に、基調講演、教育講演、シンポジウム等の1つ以上のコンテンツについて、スライド(PDF形式)を、できれば動画とともに、本学会が(共同)運営するeラーニングの教材として提供する。
- (11) なお、営利目的等のものと判断されるものは助成の対象としない。

4. 情報の取り扱い

- (1) 学会の個人情報保護規定に準ずる
- (2) その他詳細は、委員会で検討し、決定する。

注) *1: 日本公衆衛生学会総会と同様に演題発表を公募して数件以上の演題発表を実施するものに限る。